

# 奈良工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規程

平成24年10月 1日制定  
平成26年 3月13日改正

## (趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号、以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

## (ハラスメント相談室)

第2条 本校にハラスメントの防止等に対応するため、ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を置く。

## (相談室の責務)

第3条 相談室は、教職員及び学生等のハラスメントの防止等について、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ハラスメントの防止等に係る指導及び改善に関する事項
  - 二 ハラスメントの防止等のための啓発活動に関する事項
  - 三 ハラスメントの被害救済及び再発防止等の調査・検討に関する事項
  - 四 その他ハラスメントの防止等に関する事項
- 2 相談室長は、前項各号に掲げる事項について、必要に応じ校長に報告するものとする。  
なお、当該事項の企画立案、実施決定の過程において、相談室長は本校内各種委員会と連絡を密にするものとする。
- 3 相談室は、第5条に掲げる相談員からの付託による苦情相談の対応にあたって、第6条に掲げる相談者、更には関係者から公正な事情聴取を行わなければならない。
- 4 相談室は、調査結果について相談者に説明するものとする。

## (相談室の組織)

第4条 相談室は第7条第1項に掲げる相談員をもって組織する。

- 2 相談室に教職員部会及び学生部会（以下「各部会」という。）を置き、それぞれ第7条第1項第一号及び第二号に掲げる相談員をもって構成する。なお、学生部会は学生相談室に委任する。
- 3 相談室に相談室長を置き、校長が任命する。
- 4 相談室長は、相談室会議を招集し、議長となる。
- 5 相談室長は、相談室会議を開催するにあたり、必要に応じて本校内教職員や外部専門家を出席させ、その意見等を聞くことができる。

## (苦情相談等への対応)

第5条 本校にハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が

教職員、学生等及び関係者からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける教職員（以下「相談員」という。）を置く。

(相談員の責務)

第6条 相談員は、教職員、学生等及び関係者からハラスメントに関する苦情相談があつた場合は、次のことを行う。

- 一 事実関係の確認
  - 二 苦情を申し出た者（以下「相談者」という。）の望む措置の確認
  - 三 緊急性の程度の把握
- 2 相談員は、機構規則第9条第2項の理事長が苦情相談への対応について定める指針に十分留意して、苦情相談に対応するものとする。
  - 3 相談員は、苦情相談の処理にあたり、相談者の同意を得て苦情相談の内容を記録するとともに、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者への助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
  - 4 相談員は、苦情相談に応じた結果、相談者が納得しなかった場合には、速やかに第4条に定めるハラスメント相談室会議に対応等について付託する。

(相談員の構成)

第7条 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 教職員及び関係者からの苦情相談に対応する相談員は、次のとおりとする。
    - ア 総務課長、総務課人事係長
    - イ 校長が指名する教職員 若干名
  - 二 学生等からの苦情相談に対応する相談員は、学生相談員とする。
- 2 相談員は、学生相談室長を含め男女各複数名の教職員とする。また、必要に応じて外部専門相談員を置くことができる。
  - 3 本条第1項第一号に規定する相談員は、校長が任命する。校長指名の相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(事故措置等)

第8条 校長は、相談室長からの報告等に基づき、ハラスメント行為の事実関係があり、処分又は修学、就労若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認めた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(プライバシー等の保護)

第9条 苦情相談等の対応にあたっては、相談者の二次被害の防止、相談者及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第10条 ハラスメントの防止等に関する事務は、総務課及び学生課で行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月11日から施行し、平成24年10月1日から適用する。
- 2 奈良工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する実施要項（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。